令和8年11月17日
中日本高速道路株式会社

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
　みらい建設工業株式会社（東京都港区芝4－6－12)[7000000255]

2. 資格登録停止措置の期間
　令和8年11月18日 ～ 令和8年12月17日（1ケ月）

3. 資格登録停止措置の地域
　地域1　名古屋支社が所掌する地域

4. 事実概要
　当該資格登録者は、名古屋港管理組合発注の「弥富ふ頭第1貯木場北側護岸整備工事（その6）」の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和8年7月17日、みらい・小島・東海特定建設工事共同企業体の代表構成員であるみらい建設工業（株）及び現場責任者である同社社員が、港則法違反により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 資格停止措置理由
　資格登録者が、港則法違反により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号（不正又は不誠実な行為）の措置要件に該当する。

＜資格登録要領別表12＞

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 12　別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先
　中日本高速道路株式会社　契約審査部　発注審査課（052-222-3469）